

名家連ニュース

令和4年5月23日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.871号

精神障害者保健福祉手帳について

令和4年3月に開催された[障害保健福祉関係主管課長会議](#)において、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課から示された[資料](#)内容から抜粋してお知らせします。

(1) 精神障害者保健福祉手帳に基づくサービスの実施状況について

公共交通機関の運賃割引を含む精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)に基づくサービスについては、各自治体他関係者の協力により実施数が着実に増加しているところである。しかしながら、手帳所持者に係る公共交通機関の運賃割引については、これまでも、公共交通機関事業者を所管する国土交通省等に対して協力依頼を行っているが、一部の公共交通機関では依然として運賃割引の適用外となっている。今般、各自治体で行っていただいている手帳に基づくサービスの実施状況について取りまとめたので(別添)、当該資料を参考に、手帳に基づくサービスの拡充、交通担当部局との連携による公共交通機関等への運賃割引の実施に向けた働きかけ等に、引き続き御協力をお願いする。

(2) 手帳のオンライン申請に向けた動きについて

デジタル庁の主導により行政手続のオンライン化が進められているところ、手帳についても、マイナポータルにおけるサービス検索や申請等手続のオンライン化の検討を進めている。今後、随時情報提供等を行っていくので御留意願いたい。

○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)

各府省庁は、令和7年(2025年)までにオンライン化する方針が決定している約18,000種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。

○「令和2年デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)

「障害者等が行う行政手続については、更なる負担軽減を図るため、内閣官房、内閣府及び厚生労働省は、マイナポータルを通じたオンライン申請手続の拡充に向けて検討を行い、2021年度(令和3年度)以降、順次対応する。」

(3) 障害福祉システム標準仕様書の検討スケジュールについて

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、原則、地方公共団体は、令和7年度末までにガバメントクラウド上に構築される標準準拠システムに切り替えることを目標としている。標準準拠システムは、①法律に都道府県と政令市が行うことが規定されている事務 ②法律に市町村が行うことが規定されている事務(基幹業務)といった標準化対象事務を処理するために利用されるものであり、手帳も対象となる。これを踏まえ、手帳を含む障害福祉分野においても、業務プロセスやシステムの



次ページに続きます

標準化に係る検討を行い、標準システムの機能や各種帳票レイアウトの障害福祉システム標準仕様書第1.0版を公表し、令和4年3月末に向けて改定を行うべく、地方公共団体への同仕様書第1.1版案の意見照会を行ったところである。なお、データ要件・連携要件の統合を含めた標準仕様書第2.0版案については令和4年9月末までに作成予定であるので、御承知 おきいただきたい。

(4) 手帳の申請書用及び診断書用チェックリストについて

(令和4年2月15日付け事務連絡)

手帳に係る事務の実態等の把握を目的として、一部の自治体に御協力いただき、アンケート調査や意見交換を行った結果、手帳の交付申請の増加に伴い、申請書類の記載不備による申請者への連絡や診断書を記載した医師への疑義照会などの対応に苦慮していることが明らかとなった。上記を踏まえ、申請者向けの申請書用チェックリスト及び診断書を記載する医師向けの診断書用チェックリストを作成したので、貴管内の市区町村及び精神保健福祉センター、医療機関等の関係者に活用いただくよう周知をお願いする。なお、貴管内における手帳事務の実情に合わせて、チェックリストの記載内容を適宜追加・修正して活用することは差し支えないので、その旨御了知願いたい。



(5) マイナンバーを活用した情報連携による手帳の交付手続について

令和元年10月30日付けで「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」を一部改正し、マイナンバーを活用した情報連携により精神障害を支給事由とする実施要領第2の1(2)の②に掲げるいずれかの年金給付を現に受けていることが把握できる場合には、交付申請時に、実施要領第2の1(2)の①(医師の診断書)又は②(年金給付を現に受けていることを証する書類)の添付を不要としたので、交付手続に当たっては、平成31年3月29日付けで企画課からお示した「精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等(情報照会マニュアル)」を参考にしつつ、引き続き運用変更への御協力をお願いする。

(6) 手帳の更新手続の改善に関する総務省の斡旋に対する対応について

平成29年9月28日、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん(精神障害者保健福祉手帳の更新手続の改善)について、総務省行政評価局長から厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて通知された。本あっせんについては、国民からの行政苦情相談を端緒としたものであることに鑑み、各自治体におかれては、改めてあっせん内容を確認いただき、手帳事務の効率化等の見直しの参考とされたい。また、本通知と合わせて更新手続の現状調査を行ったところ、多くの都道府県・指定都市で手帳の申請・更新者数が増加傾向にある一方、限られた体制の中で確認事務等の対応に苦慮している実態が明らかになった。これを踏まえ、事務効率に取り組んでいる自治体の好事例について、「精神障害者保健福祉手帳の交付手続にかかる事務処理機関の短縮に向けた取組について」(平成30年3月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室事務連絡)においてお示ししているため、事務手続の御参考とされたい。